

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)7月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】亡Aの相続人が,Aは勤務先建物壁面に吹き付けられた石綿の粉じんを吸入し悪性胸膜中皮腫に罹患,自殺したとして上記建物の所有者に損害賠償を求めたところ,原審に審理不尽(建物が安全性を欠くと評価されるに至った時点)の違法があるとされた事例(平成25年7月12日最高裁)

【2】過払金発生時点で新たな借入をした場合の元本額は,新たな借入金に過払金を充当した額をいう,民訴法260条2項(仮執行の原状回復)の申立の相手方が破産手続開始決定を受けた場合,同項にかかる請求権は破産債権である,等の判断がなされた事例(平成25年7月18日最高裁)

【3】貸金業者(更生会社)との和解の確定効による過払金返還債務消滅の有無について,互譲により決定されたのは双方が支払うべき金額の有無であるところ,法律にの不知によって当該金額の有無・内容に錯誤を生じていても,和解は有効であるとされた事例(平成24年9月13日高松高裁)

【4】同一当事者間で結ばれた複数契約の内,一方の契約の債務履行が他方の契約の債務の一要素となり一方の契約上の債務不履行を理由に他方の契約を解除できるかが争われ,一方の契約の履行だけでは契約の目的が全体として達成されない場合解除権を行使できるとした(平成24年10月18日福岡高裁)

【5】活魚運搬業者Xが,Y社従業員B運転の自動車に追突され休業した従業員Aの担当業務をC会社に外注したため,この外注費用を本件事故と因果関係のある損害としてYに外注費用など約177万円の賠償を求めところ,相当因果関係がないとして請求が棄却された事例(平成24年12月20日東京高裁)

【6】法律に基づき性を男性に変更したX1の妻X2が,第三者からの精子提供を受けて子AをもうけB区長に出生届をした。Xらは,Aの戸籍の父の欄を,空欄からX1への訂正を求めた事案で,生理的な血縁が無いことは明らかでBに違法性はないとして,即時抗告を棄却(平成24年12月26日東京高裁)

【7】Yによる携帯電話の通信契約締結の際の2年間の定期契約の中途契約時に9975円の解約金支払を定める解約金条項が,消費者契約法に照らし無効とし適格消費者団体Xが,本件解約金条項等を使用して契約を締結することの差止めを求め,請求が一部認容された事例(平成24年7月19日京都地裁)

【8】土地建物を所有者から一括して借り受け転貸していたYが買主Xとの交渉において同物件の評価に影響する事実をXに告げなかった等のため客観的評価以上の価格で購入したとしてXがYに損害賠償を求めた事案。Yに信義誠実義務違反は認められないとして請求を棄却(平成24年11月26日東京地裁)

【9】石綿関連疾患に罹患した者につき,国家賠償法に基づく国の責任の有無及び石綿含有建材を製造又は販売した企業の責任の有無について,屋内建築作業員に対する責任を一部認め,その他の屋外作業員等についてはいずれの責任も認めなかった事例(平成24年12月5日東京地裁)

【10】自賠責保険の保険者に対する損害賠償額支払請求権は被害者保護を徹底するという責任保険の社会保障的性質に鑑み差押えはできず,差押えを許さない権利は債権者の共同担保となるものではないから民法423条1項に基づき代位行使することはできないと判示(平成24年12月20日東京地裁)

【11】結婚式場の予約の日をもって婚約は成立するとみなされ,その日から被告が主張する婚約成立の日までの間に被告が婚約者以外の女性と性的関係をもったことは守操義務に違反するとして,その事実を知って離婚した妻の損害賠償請求を一部認容した事例(平成25年2月14日佐賀地裁)

(知的財産)

【12】漫画各話の作画を制作した控訴人が,それを掲載した各コミックの初版及び増刷を発行した被控訴人に対し著作権(複製権)の侵害に当たる旨主張して損害賠償を求めた事案。請求を棄却した原判決を不服として控訴した

が本訴請求は理由がないとし棄却された(平成25年6月27日知財高裁)

【13】特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、特許法第36条第6項第1に規定するサポート要件に係る判断の誤り等を主張したが、原告の請求が棄却された事例(平成25年6月27日知財高裁)

【14】特許無効審判の審決に対する取消の訴えでは、当該審判手続において現実に争われ審理判断された特定の無効原因に関するもののみが審理の対象とされるべきであり、審理判断の対象とされていない事項につき裁判所の判断を求めることはできないとされた事例。(平成25年6月27日知財高裁)

【15】本件図柄並びに各原告看板は原告が著作権を有する著作物で、本件各被告看板を製作した被告に対して損害賠償を求めた事案。純粋な美術の領域に属しないいわゆる応用美術の領域に属する図案やひな型などは著作権法上の著作物に含まれないとして請求を棄却(平成25年7月2日東京地裁)

(民事手続)

【16】滞納者その他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法47条1項に基づいて差押えられた場合における他の共有者は、その差押処分の取消訴訟の原告適格を有するとされた(平成25年7月12日最高裁)

【17】入札価額欄の記載に不備があるとして入札無効とされたXがその決定の取消、他の買受申出人への売却不許可を求める執行抗告をした事案。価額欄の入札価額が一義的に明確でないときは入札は無効とする最高裁判例に基づきXの請求を棄却した(平成24年9月25日東京高裁)

【18】破産手続において法定期間内に免責許可の申立てをせず免責を受けられなかった破産者Yが、新たに破産手続開始の申立て及び免責許可の申立てをして、許可されたことに対し、破産債権者Xがこれを不服として即時抗告したがYの申立てを適法と判示した(平成25年3月19日東京高裁)

【19】YはA(請負人)との建築工事請負契約をAの破産により解除(管財人はX)、XとYは工事出来高による請負代金を合意した。Yは請負代金と違約金債権との相殺、並びに残存工事完成に要した超過額との相殺を主張したが、いずれも認められなかった事例(平成25年3月27日札幌地裁)

(刑事法)

【20】2度にわたり対立する暴力団元幹部の殺害を図り、一般人3名を含む4名を殺害、同元暴力団幹部ら2名には重傷を負わせ、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂の罪で起訴され、第1審死刑、原判決もこれを維持したため被告は上告したが棄却された(平成25年6月7日最高裁)

【21】被告人が実母の住居を訪れたところ被告人を追い返そうとした実母の再婚相手(被害者)と小競り合いになり、未必の殺意をもって被害者の左前胸部を果物ナイフで突き刺した殺人未遂等被告事件において、被告人の正当防衛は成立しないとされた事例(平成21年10月8日東京高裁)

【22】被告人に対する覚せい剤取締法違反(自己使用)事件について、違法収集証拠を理由に被告人の尿の鑑定書を証拠排除して無罪が言い渡された事例(平成22年7月23日松山地裁)

(公法)

【23】固定資産課税台帳に登録された基準年度に係る賦課期日の土地価格が固定資産評価基準により決定される価格を上回る場合、登録された価格の決定は違法となとした上で同期日における客観的な交換価値としての適正な時価を上回らないと推認するのが相当とされた(平成25年7月12日最高裁)

【24】成年被後見人は選挙権を有しないとの公職選挙法の規定は憲法15条3項、14条1項等に反し無効であるとして、後見開始審判を受けて成年被後見人となった原告が衆議院及び参議院選挙において投票をできる地位の確認を求めたところ、請求が認容された事例(平成25年3月14日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成25年07月12日 最高HP

平成22(受)1163損害賠償請求, 民訴法260条2項の申立て事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130712144318.pdf>

亡Aの相続人であるXらが、Aは勤務先の建物の壁面に吹き付けられた石綿(アスベスト)の粉じんを吸入したことにより悪性胸膜中皮腫に罹患し、自殺したと主張して、上記建物の所有者であるYに対し、民法717条1項ただし書の規定に基づく損害賠償を求める事案において、原審が、壁面に吹き付けられた石綿が露出している建物が通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになった時点を明らかにしないまま、同建物の設置又は保存の瑕疵の有無について判断したことに審理不尽の違法があるとされた事例

(理由)

土地の工作物の設置又は保存の瑕疵とは、当該工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうものであるところ、吹付け石綿を含む石綿の粉じんにはばく露することによる健康被害の危険性に関する科学的な知見及び一般人の認識並びに様々な場面に応じた法令上の規制の在り方を含む行政的な対応等は時と共に変化していることに鑑みると、Yが本件建物の所有者として民法717条1項ただし書の規定に基づく土地工作物責任を負うか否かは、人がその中で勤務する本件建物のような建築物の壁面に吹付け石綿が露出していることをもって、当該建築物が通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったのはいつの時点からであるかを証拠に基づいて確定した上で、更にその時点以降にAが本件建物の壁面に吹き付けられた石綿の粉じんにはばく露したとAの悪性胸膜中皮腫の発症との間に相当因果関係を認めることができるか否かなどを審理して初めて判断をすることができるというべきである。

(2) 最一判平成25年07月18日 最高HP

平成23(受)1948過払金等返還請求, 民訴法260条2項の申立て事件(一部破棄差戻し・一部却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130718160429.pdf>

- 1 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われる場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときには、利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうものと解するのが相当である。
- 2 民訴法260条2項の裁判を求める申立ての相手方が破産手続開始の決定を受けた場合、同申立てに係る請求権は、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないから、破産債権であるというべきである。
- 3 本案請求と民訴法260条2項の裁判を求める申立てに係る請求とが併合審理されている場合、同申立ては、本案判決が変更されないことを解除条件とするものであり、その性質上、本案請求に係る弁論は分離することができないから、同申立てについての適法な受継がされないまま、本案請求に係る部分についてのみ、当事者が受継の申立てをし、又は受訴裁判所が続行命令をすることは許されない。
- 4 訴訟当事者の一方が破産手続開始の決定を受け、破産債権である当該訴訟に係る請求権につき破産債権としての届出がないのに破産管財人に対してなされた続行命令は違法であるものの、破産手続きの終了により当該瑕疵が治癒されるとされた事例

(3) 高松高判平成24年9月13日 金法1973号120頁 平成24年(ネ)第232号 不当利得返還請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

本件は、貸金業を営んでいた株式会社A(平成22年10月31日に更生手続開始決定を受け、Xが管財人に選任された。)との間で、平成3年2月8日から平成21年10月3日まで継続的金銭消費貸借取引をしてきたYが、利息制限法所定の利率を超えて利息として支払われた部分を元本に充当して計算し直すと過払金が発生しており、かつ、更生会社は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、更生会社の管財人であるXに対し、不当利得返還請求権に基づく過払金元金及びこれに対する民法704条前段の利息の更生債権を有することの確定を求めた事案である。Xは、上記取引について更生会社とYとの間で平成21年10月18日和解が成立し、債権債務がないことが確認されており、この和解の確定効により、過払金返還請求債務は消滅したとし、Yの錯誤無効の再抗弁を排斥すべきと主張したが、原審は錯誤無効の再抗弁を採用して、Yの請求を全部認容したため、Xが控訴した。

本判決は、まず、本件和解の効力について、Yは、平成21年10月3日ころ、みなし弁済の成否、残債務額を争い、逆に過払金返還請求をする方途をとることも客観的にはあり得たが、他の貸金業者からも相当額の借入れがあり、弁済が困難

であったことから、その窮地を免れようとして、早期かつ簡易に本件取引上の債務の支払いを巡る紛争を解決するため、みなし弁済が成立する場合には多額の残債務があるが、これを存在しないこととする一方、上記の方途をとる選択を放棄する譲歩して、本件和解契約を成立させたものであり、このことは、Yが、利息制限法に係る法的知識を有していたかどうかによって左右されないものというほかないとして、本件の過払金返還債務にも本件和解契約の効力は及ぶとした。次に、本件和解契約の錯誤無効の主張については、和解において、争いの対象となった事項ではなく、この争いの対象たる事項の前提ないし基礎として両当事者が予定し、したがって、和解においても互譲の内容とされることなく、争いも疑いもない事実として予定された事項に錯誤があるときには、錯誤の規定の適用があるけれども、当事者が争いの対象となし、互譲によって決定した事項自体に錯誤があるときには、和解契約の基本的な効力(民法696条)として、錯誤の規定は適用されないと判示した最三小判昭和38年2月12日(民集17巻1号171頁)を引用した上、本件においては、当事者間での紛争の対象となり、互譲により決定されることになったのは、双方が支払うべき金額の有無であるところ、Yの主張するところは、本件和解契約の当時、法律の不知によって、双方が支払うべき金額の有無、内容について錯誤を生じていたということに帰するから、錯誤の規定は適用されないものというべきであると判示した。

(4) 福岡高判平成24年10月18日 判例タイムズ1388号200頁 平成24年(ネ)第638号建物明渡等請求控訴事件(控訴棄却・確定)

建物の賃貸人が賃借人に対し、信頼関係破壊を原因とする解除等により賃貸借契約が終了したとして建物の明渡し等を求めた事案であるが、当事者間では、平成18年4月25日に同賃貸借契約を締結したほか、同年6月30日、賃借人が譲受債務31億円の全額を支払うか、5年以内に少なくとも11億5000万円を支払った段階で賃貸人が残債務を免除することを内容とする債務弁済契約も締結していた。

本判決は、同一当事者間で締結された複数の契約のうち、一方の契約の債務の履行が他方の契約の債務の一要素となり、一方の契約上の債務不履行を理由に、法定解除権の行使として他方の契約を解除できるのは、各契約の目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、どちらか一方の契約が履行されるだけでは契約締結の目的が全体としては達成されないと認められる場合であると解されるところ、本件各契約は、いずれもその目的は5年間を目処とする賃借人の経済的更生に賃貸人が協力するという点で同一で、両契約は、社会通念上どちらか一方の契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達成されないと認められるから、債務弁済契約において賃借人が平成23年6月30日までに支払わなかったことを理由に、本件賃貸借契約について解除権の行使が認められるとして、原審の判決を維持した。

(5) 東高判平成24年12月20日 判例タイムズ1388号253頁 平成24年(ネ)第3892号損害賠償請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立)

活魚運搬業者であるX(原告)が、Y会社の従業員Bが運転する自動車に追突される事故に遭って休業した従業員Aの担当業務をC会社に外注したため、外注費用は本件事故と因果関係のある損害であると主張して、Yに対し民法715条に基づき外注費用など約177万円の賠償を求めた。本判決は、原告が主張する損害が、間接損害であり、かつ、Aとの雇用契約に基づく義務の履行を受けられなかったとの債権侵害による損害であると解した上で、本件事故はBの一般的な過失によるものであり、故意があるかこれに準ずる場合ではないから、債権侵害についてBの不法行為は認められないし、AとXが経済的に一体をなす関係にもないから、間接損害についてのXに対する不法行為責任は認められず、さらに、Xには運送費用を抑えられた可能性があったのであり、具体的な事実関係を踏まえても、相当因果関係は認められないと判断し、Xの請求を棄却した。

(6) 東高判平成24年12月26日 判例タイムズ1388号284頁 平成24年(ラ)第2637号戸籍訂正許可申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却・許可抗告、特別抗告)

性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律に基づいて性別の取扱いを男性に変更した者X1の妻X2が、第三者からの精子提供を受けて子Aをもうけ、B区長に対して出生届をしたところ、B区長はAの戸籍について父の欄を空欄としたため、Xらが戸籍法113条に基づいて、父の欄を空欄からX1に訂正することを求めた事案。

本決定は、戸籍の記載上、生理的な血縁が存しないことが明らかな場合には、民法772条を適用する前提を欠き、AがXらの嫡出子とは推定できないから、B区長がAについて非嫡出子として記載したことは客観的事実を記載したものであり、憲法13条、14条に違反するものではないと判断して、即時抗告を棄却した。

(7) 京都地判平成24年7月19日 判例タイムズ1388号343頁 平成22年(ワ)第2497号解約違約金条項使用差止請求事件(第1事件)、平成23年(ワ)第917号不当利得返還請求事件(第2事件)、平成24年(ワ)第555号不当利得返還請求事件(第3事件)(一部認容・控訴(後一部控訴棄却、一部取消自判))

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121026095359.pdf>

Yが、消費者との間で携帯電話の通信契約を締結する際に使用する、2年間の定期契約の中途契約時に9975円の解約金を支払うことを定める解約金条項が、消費者契約法9条1号、10条に照らし無効であるとして、適格消費者団体Xが、同法12条3項に基づき、Yが本件解約金条項等を使用して契約を締結することの差止めを求めるなどした。

本判決は、1ヵ月あたりの通信料等から解約によって支出を免れた経費を20%として控除し、これに解約時から期間満了時までの期間を乗じた額が、中途解約をされることなく契約が期間満了時まで継続していれば得られたであろうYの損害といえるが、この算定方法によると解約時期によって損害に著しい差異が生じ、契約締結等の日の属する月から22ヵ月目の月の末日までに解約された場合に解約金の支払義務があることを定める部分は有効であるが、それ以降に解約した場合に支払義務があることを定める部分は、平均的な損害の額を超過する限度で同法9条1号により無効であると判断し、10条との関係についても、本件解約金条項の同条前段該当性を認め、9条1号により無効となる部分については10条後段の該当性も認め、Yが今後、当該条項を改定して解約時期等による区分がある解約金条項を使用するおそれがあることを示す証拠はないとして、無効となる範囲を明示せずに本件解約金条項の差止請求を認容した。

(8)東京地判平成24年11月26日 判例時報2182号99頁

平成23年(ワ)14622号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

賃貸用建物及びその敷地の売買契約において所有者から一括して借り受けこれをテナントに転貸していたYが売主に代わって買主Xとの交渉に当たっていたところ、過去にテナントから賃料減額の申し入れを受けていたこと等本件土地建物の評価に影響する事実をXに告げず、またテナントの業績が好調であるなど虚偽の事実を告げたことにより客観的評価以上の価格で本件土地建物を購入し損害を被ったとして説明義務違反等を理由としてXがYに対し不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、賃貸不動産の売買において賃料改定に関する交渉経緯等が説明を要する事項にあたる場合があることを前提として、その作為不作為が信義誠実の原則に著しく違反するときは不法行為責任を問われることもあり得ると一般論を述べたうえで、テナントから減額の申し入れがあったにせよ、借地借家法上の減額請求権が行使されたわけではなく、またYが事前にX側に交付した文書等から不動産取引等に一定の知識経験を有するXとしてはテナントからの申し入れを容易に知り得た等を指摘してYに信義誠実義務違反は認められないとしてXの請求を棄却した。

(9)東京地判平成24年12月5日 判例時報2183号194頁 平成20年(ワ)第13069号・同(ワ)第15292号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

建設作業に従事する過程で石綿(アスベスト)粉じん曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した者につき、国の国家賠償法1条1項に基づく責任(国の労働安全衛生法等の法令に基づく規制権限不行使の違法性等)の有無及び石綿含有建材を製造又は販売した企業の民法719条1項に基づく責任の有無が争われた事案で、

昭和56年以降(吹付け工との関係では昭和49年以降)労働者として屋内での建築作業に従事し、石綿関連疾患に罹患した者に対する関係で、国は事業者への各種義務付け等の規制をすべき義務を負っていたのに、これらの措置を怠ったことは著しく不合理で違法であり、国の労働関係法規に基づく規制権限の不行使に基づく責任が認められるが、他方、屋外作業にしか従事していない者、昭和56年以前しか建築作業に従事していない者、労働安全衛生法が対象とする労働者ではない者との関係では規制権限不行使の責任は認められない、

企業らに対する民法719条1項に基づく請求については、同項前段の共同不法行為については、一切の減責の主張を許さず不真正連帯責任を負わせるという法的効果をもたらすことから、関連共同性が認められるためにはそれだけの効果を正当化するに足りるだけの強固な結び付きを要するところ、被害者の職種は様々で、従事した建築現場や用いられた石綿含有建材も同様に多種多様であり、原告らの共同行為者との主張の根拠である国交省データベースに掲載されている石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した建材のうちに、被害者が当該建材に由来する石綿粉じん曝露した可能性がないか極めて低いものが存在するため、企業らが適切な警告表示を怠ったまま石綿含有建材を製造販売した行為があるとしても、当該行為の中には現実には各被害者との関係において石綿粉じん曝露の危険性を及ぼし得なかったものが含まれていると言わざるを得ず、企業らに民法719条1項の全部責任を正当化するに足りるだけの法的な結び付きがあったと認めるに足りない、

同項後段については、択一的競合の場合に因果関係を推定する規定であり、その効果に照らすと、適用の前提として、加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をした者が各被害者ごとに個別に特定される必要があるが、前記事実関係からすれば、企業らの中には加害行為が到達した相当程度の可能性に欠けるどころか、可能性が極めて低いと考えられるものも多く含まれており、加害行為が到達した相当程度の可能性を有する行為をしたと認めることはできないから、同項後段の適用または類推適用をすることはできない、とされた事例。

(10)東地判平成24年12月20日 判例タイムズ1388号261頁 平成24年(レ)第1208号保険金支払請求控訴事件(控訴棄却・確定)

Xが、交通事故による物的損害に係る損害賠償請求権を被保全権利として、当該事故により人的損害を負ったとされる訴外Aが自賠責保険の保険者Yに対して有する自賠法16条1項に基づく損害賠償額の支払請求権を債権者代位権によりAに代わって代位行使しようとした事案において、本判決は、自賠法16条1項所定の自賠責保険の保険者に対する損害賠償額支払請求権は、被害者保護を徹底するという責任保険の社会保障的性質に鑑み、同法18条により差し押さえることはできないとされており、差し押えを許さない権利は、債権者の共同担保となるものではないから、その性質上債権者が民法423条1項に基づき代位行使することはできないと判示してAの請求を棄却した。

(11)佐賀地判平成25年2月14日 判例時報2182号119頁

平成24年(ワ)273号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

Xは平成22年8月29日にYと婚約し、平成23年7月7日婚姻届出をしたが、Yが婚約中から他の特定の女性と男女関係を継続していたことが判明したため、同年11月11日Yと協議離婚した。XはYに対し、守操義務に違反したとして不法行為に基づき960万円余の損害賠償を請求した。Yは婚約したのは平成23年5月22日でありそれ以降X以外の女性と性行為に及んだことはないとして不法行為の成立を争った。

本判決はYがXの両親に対し結婚の承諾を得た後の平成22年8月29日には、XとYは結婚式場を予約したのであるからその時点で婚約が成立したとし、Yは婚約成立後に他の女性と相当な回数性的関係を持ったと判断した。XとYは婚約が成立したのであるから将来結婚するという合意を誠実に履行する義務、守操義務を負い、Yはその義務に違反したとして結婚費用、結婚式費用、慰謝料等から結納金を控除した357万円余の支払を認める限度でXの請求を認容した。

【知的財産】

(12)知財高判 平成25年06月27日 裁判所HP

平成25(ネ)10013 著作権損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第35951号)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130702145649.pdf>

本件漫画各話の作画を制作した控訴人が、本件漫画各話を掲載した各コミックの初版及び増刷を発行した被控訴人に対し、被控訴人が本件各コミックを増刷して発行した行為は本件各作画について控訴人が保有する著作権(複製権)の侵害に当たる旨主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案で、原判決は、被控訴人が本件各コミックを増刷して発行することについて、控訴人の利用許諾があったものと認められるから、被控訴人の行為が本件各作画について控訴人が保有する複製権の侵害に当たる旨の控訴人の主張は理由がないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴したもの。

控訴人は、コンビニコミックは基本的には初版から2週間程度の出版に限定されるものであり、増刷されることは例外であるから、本件各合意による利用許諾の効力は、初版から2週間程度の出版に限定され、増刷分には及ばない旨主張したが、本件各合意で定められた控訴人の原稿料は、作画原稿の1枚当たりの所定金額に枚数を乗じて算出されるものであって、本件各コミックの発行部数はその額を定めるための直接的な要素とされていないので、控訴人の本訴請求は理由がなく、原判決は相当であるとして、本件控訴は棄却された。

(13)知財高裁 平成25年6月27日 裁判所HP

平成24年(行ケ)10292 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130702135137.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、特許法第36条第6項第1に規定するサポート要件に係る判断の誤り等を主張したが、原告の請求が棄却された事案。

本願発明は、「(a)n-ブチルアクリレートを50重量部以上、カルボキシル基を持つビニルモノマー及び/又は窒素含有ビニルモノマーの一種以上を1.5重量部、水酸基含有ビニルモノマー0.01.5重量部を必須成分として調製されるアクリル共重合体100重量部と、(b)粘着付与樹脂10.40重量部からなる粘着剤組成物を架橋した」という組成であり、かつ、周波数1Hzにて測定されるtan δ のピークが5以下にあり、50での貯蔵弾性率G'が7.0×10⁴ 9.0×10⁴(Pa)、130でのtan δ が0.6 0.8であるという粘弾特性を満たす粘着剤を基材の少なくとも片面に設けてなる粘着テープとして記載されている。

しかしながら、実施例1ないし4は、請求項1に記載された組成の中のごく一部のものにすぎない。また、請求項1に記載された粘弾特性のパラメータであるtan δ のピーク、50での貯蔵弾性率G'及び130でのtan δ のそれぞれの値を制御するには何を行えばよいのかについて、本願明細書の発明の詳細な説明には、何らの記載もない。さらに、粘着剤の技術常識によれば、請求項1に記載された粘弾特性の各パラメータの値は、アクリル系共重合体を構成する

モノマーの種類(官能基の種類や側鎖の長さなど)や各種モノマーの配合比だけでなく、それらが重合してなるアクリル重合体の分子量、粘着付与樹脂の種類や配合量、架橋の程度など、様々な要因の影響を複合的に受けて変化するものである。

そうすると、粘着剤が請求項1に記載された組成を満たしているとしても、それ以外の多数の要因を調整しなくては、請求項1に記載された粘弾特性を満たすようにならないことは明らかであり、実施例1ないし4という限られた具体例の記載があるとしても、請求項1に記載された組成及び粘弾特性を兼ね備えた粘着剤全体についての技術的裏付けが、発明の詳細な説明に記載されているということとはできない。また、そうである以上、請求項1に記載された粘着剤は、発明の詳細な説明に記載された事項及び本件出願時の技術常識に基づき、当事者が本願発明の前記課題を解決できると認識できる範囲のものであるということもできない。

以上によれば、本願発明に係る特許請求の記載の範囲の記載は、サポート要件に適合しないというべきである。

(14)知財高裁 平成25年6月27日 裁判所HP

平成24年(行ケ)10362 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130628162655.pdf>

原告が被告の本件発明に係る特許に対する原告の特許無効審判の請求について特許庁が棄却した本件審決の取消しを求めた事案であって、本件訴訟の係属中に特許請求の範囲の減縮を含む本件訂正に係る審判の請求が特許庁により認められ確定したことにより本件審決を取り消す必要が生じたのに対して、原告が本件訂正も違法であるから本件訴訟は続行して特定の無効原因に関して審理すべきである旨主張したが、特定の無効原因に関する審理は行われずに本件審決が取り消された事案。

本件審決は、本件訂正前の特許請求の範囲請求項1ないし4の記載に基づいて各請求項に係る発明を認定し、これを前提に特許法29条2項、法36条4項及び同条6項1号の各規定に違反して特許されたものということとはできないと判断して、各請求項に係る発明についての特許を無効とすることはできないとしたものであるが、本件審決の取消しを求める本件訴訟の係属中に、特許請求の範囲の減縮を含む本件訂正に係る審判が請求され、特許庁は本件訂正を認める審決をし、これが確定しているものである。そうすると、本件審決は、結果として、請求項1ないし4について判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったこととなり、この誤りが各請求項についての審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

この点、原告は、本件訂正前の本件発明は原出願の明細書には記載されていないため、本件出願は分割要件違反であり、本件訂正前の本件発明は原出願日ではなく本件出願日を基準に新規性を判断すべきこととなるが、そうすると、本件訂正前の本件発明は、原出願の公開公報に記載された発明であるから、特許法29条1項3号により新規性を欠き特許を受けることができないものであって、本件訂正は独立特許要件を充足しないとして、本件訂正審決は違法であり、本件訂正も違法であるから、本件訴訟は、違法な訂正審決を前提とすることなく、続行して審理すべきである旨主張する。

しかしながら、特許無効審判の審決に対する取消しの訴えにおいてその判断の違法が争われる場合には、専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断された特定の無効原因に関するもののみが審理の対象とされるべきものである。

本件においては、原告は、本件発明の請求項1について特許法29条2項の進歩性欠如並びに請求項1ないし4について法36条4項の実施可能要件違反及び同条6項1号のサポート要件違反を理由として、特許無効審判を請求し、無効審判手続においても、上記無効原因のみが現実に争われ、審理判断されたのであって、本件出願が原出願との関係で分割要件を充足するか及び本件特許が原出願の公開公報との関係で新規性を欠くかについては、本件審決の無効審判手続では何ら審理判断の対象とされていない以上、本件審決の取消しの訴えにおいて、これについて裁判所の判断を求めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(15)東京地判 平成25年07月02日 裁判所HP

平成24(ワ)9449 著作権損害賠償請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130705131024.pdf>

原告が、本件図柄並びに本件各原告看板は原告が著作権を有する著作物であり、被告が本件各被告看板を製作した行為は、本件図柄及び本件各原告看板の複製権(著作権法21条)、貸与権(同法26条の3)、翻案権(同法27条)、二次的著作物の利用に関する原作者の権利(同法28条)を侵害する旨を主張して、被告に対して損害賠償を求めた事案で、本件図柄及び本件各原告看板が著作物に当たるか否かが争点となった。

著作権法が文化の発展に寄与することを目的とするものであること(同法1条)、工業上利用することのできる意匠については所定の要件の下で意匠法による保護を受けることができるとされていることに照らせば、純粋な美術の領域に属しないいわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、実用に供され、あるいは産業上利用されることが

予定されている図案やひな型などは、鑑賞の対象として絵画、彫刻等の純粋美術と同視し得るといえるような場合を除いては、著作権法上の著作物に含まれないものと解されるが、本件図柄は、その外形上明らかに被告のワイナリーの広告等の図柄として作成されたものであり、また、本件各原告看板は、本件図柄を利用して製作された広告看板そのものであって、いずれもいわゆる応用美術の領域に属するものと認められるから、本件図柄及び本件各原告看板は著作権法上の著作物に当たらないと判断され、原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(16)最二小平成25年07月12日判決 HP

平成24(行ヒ)156 差押処分取消, 国家賠償等請求事件(上告棄却)

取消訴訟の原告適格について、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきであるとした上、滞納者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法47条1項に基づいて差し押さえられた場合における他の共有者は、その差押処分の取消訴訟の原告適格を有するものとした。

(17)東京高決平成24年9月25日 金法1972号100頁

平成24年(ラ)第1892号 売却許可決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

本件担保不動産競売事件においては、売却基準価額が267万6000円(買受可能価額214万0800円)、買受申出保証額が53万5200円と定められ、期間入札が実施された。Xは、上記買受申出保証額を振り込んだ上、執行官に入札書を提出したが、その入札書の位ごとに区切られた横書きの入札価額欄には、「千万」の位に「¥」、「百万」の位に「3」、「十万」の位に「2」、「万」、「千」、「百」及び「十」の各位にそれぞれ「0」、「一」の位に横線が記載されていた。また、当該入札書用紙には、「注意」として、「入札価額は算用数字ではっきりと記載してください。入札価額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください」「一度提出した入札書の変更又は取消しはできません」などの記載が不動文字で印刷されていた。このような状況において、執行官は、開札期日において、Xの上記入札書を無効と判断し、適法な入札がなかったとした。執行裁判所は、その後に実施された特別売却の手続において買受可能価額と同額で買受けの申し出をした者に対し、売却許可決定をした。これに対し、Xは、Xの上記入札書を無効とした執行官の判断は誤りであるとして、原決定を取り消し、当該買受申出人に対する売却を不許可とすることを求めて執行抗告をした。本決定は、不動産競売の入札書の入札価額欄の記載の不備と入札の効力について、入札書の入札価額欄の記載に不備があり、同欄の記載内容からみて、入札価額が一義的に明確であると認められないときは、その入札書による入札は無効であると判示した最三小決平成15年11月11日(民集57巻10号1524頁)を引用した上、Xの上記入札書の入札価額欄の「一」の位の記載は、漢数字の「一」のようにも、また、記号の「-」のようにも見る余地があり、前者とすれば「320万0001円」、後者とすれば「32万円」という読み方ができることになり、同欄の記載内容からみて、入札価額が一義的に明確であるとは認められないと判示した。また、多数の利害関係人が関与する担保競売手続においては、一般的に、形式的、画一的な処理が求められることに加え、入札書には、「注意」として、算用数字を用いること、書き損じたときは新たな用紙に書き直すこと、提出後の変更、取消しができないことが明記されていることからして、入札価額欄の記載以外の事情から入札人の意思を推測して、「一」の位の横線を漢数字の「一」であるとして入札を有効とみることは許されないと判示した。

(18)東京高決平成25年3月19日 金法1973号115頁

平成24年(ラ)第2597号 免責許可決定に対する抗告事件(抗告棄却)

本件は、債権者であるXが申し立てた破産手続において法定の期間内に免責許可の申立てをせず、免責を受けられなかった破産者Yが、新たに破産手続開始の申立て及び免責許可の申立てをして、免責を許可する旨の決定を受けたことに対して、破産債権者であるXがこれを不服として即時抗告を申し立てた事案である。本決定は、破産手続が適法に開始された以上、その申立てが濫用にあたるなど特段の事情のない限り、免責許可の申立てが許されない理由はなく、本件においては、Xは、Yに対し、前件の破産手続において免責されなかった債務の支払いを厳しく求めており、Yが免責許可を求める必要性は高いものと認められ、上記特段の事情はうかがわれなとして、本件免責許可申立ては適法と判示した。

(19)札幌地判平成25年3月27日 金法1972号104頁

平成24年(ワ)第2044号 請負代金請求事件(請求認容)

Aは、Yとの間で、Aを請負人とし、Yを注文者とする建築工事請負に係る本件契約を締結した。本件契約はY作成の約款によるものとされ、当該約款には注文者が解除権を取得する条項(注文者解除条項)及び請負人が解除権を取得する条項(請負人解除条項)などが定められており、注文者解除条項による解除がなされた場合、請負代金額の10分の1相当の違約金が生じるものとされていた。上記建築工事進捗中、Aは破産手続開始決定を受け、Xが管財人に選任された。破産決定後、Xは本件契約を破産法53条1項により解除する旨の意思表示をしたが、その後、Yからも注文者解除条項に基づき本件契約を解除する旨の意思表示がなされた(なお、Xが請負人解除条項に基づかずに本件契約の解除を申し出たときには、Yが本契約を解除できる旨定められていた)。また、この解除理由につきYは、「破産者の債務不履行又は破産者の事情による履行不能」も合わせて主張した。そして、これら解除と前後して、X・Y間において工事出来高及びこれに基づく請負代金額については合意が成立したが、YはXに上記合意代金と上記違約金債権等との相殺を主張し、前者から後者を控除した額のみをXに支払った。XがY主張の相殺は認められないとして請負代金残額を請求するべく本訴を提起したところ、Yは上記違約金債権のほか、訴外B社をもって残存工事を完成させたことにより発生した本件契約で定められた請負代金額を超過する部分の請負代金債権に係る破産法54条に基づく請求権を自働債権とする相殺を主張した。

本判決は、まず、上記違約金債権を自働債権とする相殺主張について、注文者解除条項を、請負人の債務不履行等を理由とするものと請負人が請負人解除条項該当事由なく注文者に解除を申し出たことを理由とするものの2つに分け、前者は請負人に重大な債務不履行がある場合に限りこれに該当するところ、本件ではかかる重大な債務不履行はないとし、また、後者はその文言からみて一種の合意解約条項といえるから、破産法53条1項解除がこれに該当するものではないと判断した。そして、注文者解除条項該当事由がない以上、上記違約金債権が発生したものと認めることはできず、これを自働債権とする相殺は許されないと判示した。次に、破産法54条請求権を自働債権とする相殺主張について、当該相殺主張が認められるには破産手続開始決定時に相殺適状にあることが必要であるところ(同法67条1項)、同法54条請求権は破産手続開始決定後の管財人の行為により生じたものであるから、本件破産手続開始決定時には相殺適状になく、かかる相殺は許されないと判示した。

【刑事法】

(20)最二判平成25年6月7日 最高裁HP

平成21年(あ)第1640号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130717131020.pdf>

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(前橋スナックけん銃乱射殺人等事件)

(事案)

暴力団組員である被告人が、所属する暴力団の組長Aから命じられるなどして、(1)対立する暴力団の元幹部を殺害することを企て、待ち伏せの上、ゴルフ場付近の路上において同人の運転する車両に向けてけん銃を発射したが、同人に重傷を負わせたにとどまり、(2)再び、上記元暴力団幹部らを殺害することを企て、共犯者Bと共にスナックの店内等でけん銃を発射し、一般客3名を含む4名を殺害したが、上記元暴力団幹部ら2名には重傷を負わせたにとどまったとして、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、殺人未遂の罪で起訴され、第1審は死刑に処し、原判決もこれを維持した。被告人は、憲法13条、31条、36条違反、判例違反等を理由として上告した。

(判断)

1 死刑制度が憲法13条、36条に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法院判決・刑集2巻3号191頁、最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法院判決・刑集9巻4号663頁、最高裁昭和32年(あ)第2247号同36年7月19日大法院判決・刑集15巻7号1106頁)である。

2 量刑について、いずれの犯行も対立暴力団に対する報復として行われたもので動機において酌量の余地はなく、(2)の殺人等事件の情状については事前の計画に基づき強固な殺意をもって、至近距離から無防備な各被害者にけん銃で弾丸合計十数発を発射することにより元暴力団幹部1名及び一般客3名を射殺し、2名に重傷を負わせた冷酷で残虐な犯行態様であり、結果は重大であり、遺族の中には厳しい処罰感情を表明する者もあり、地域社会に与えた衝撃も計り知れず、(1)の殺人未遂等事件も計画的、組織的犯行であり、公道上で至近距離から上記元暴力団幹部以外の第三者も乗車する車両に向けてけん銃で弾丸合計6発を発射するという非常に危険かつ悪質なものであるところ、被告人は実行役であり、真摯な反省があるとはいいい難いと指摘し、所属暴力団の組長に命じられ実行したこと、遺族に対して謝罪の言葉を述べたこと、暴力団からの脱会の承認を受けるなど内省する姿勢も出てきたこと、被害者や遺族の一部には見舞金を受領して被告人を宥恕し、死刑を望まない旨の文言が記載された合意書に署名押印した者や和解した者がいること、一部の被害者や遺族で構成される団体に送金していることなど、被告人のために酌むべき情状を考慮しても、

被告人の刑事責任は重大であるとして、被告人を死刑に処した第1審判決を維持した原判断は是認できるとして、上告を棄却した。

(21)東高判平成21年10月8日 判例タイムズ1388号370頁 平成21年(う)第1257号殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(控訴棄却・上告(後上告棄却))

被告人が、実母の住居を訪れたところ、被告人を追い返そうとした実母の再婚相手(被害者)と小競り合いになり、未必の殺意をもって被害者の左前胸部を果物ナイフで突き刺したという殺人未遂等被告事件において、正当防衛の成否が争点となった。本判決は、侵害が予期されたものであったとしても、そのことから直ちに刑法36条1項にいう急迫性が失われるものではないが、被侵害者が正当な利益を損なうことなく容易にその侵害を避けられたにもかかわらず、侵害があれば反撃する意思で、自ら侵害が予想される状況に臨み、反撃行為に及んだ場合には、実際に受けた侵害が事前の予想の範囲・程度を大きく超えるものであったなどの事情がない限り、「急迫不正の侵害」があるとはいえず、また反撃行為に出ることが正当とされる状況にあったともいえないとし、本件では、被告人は、被害者の暴行の可能性を予期し、かつ、実母等の意思に反してまで会おうとしなければ容易に被害者の暴行を避けられたにもかかわらず、被害者の暴行があれば準備した果物ナイフで反撃する意思で、本件住居を訪れ予想された範囲・程度にとどまる被害者の暴行を受け、刺突行為に及んだのであり、急迫性は認められず正当防衛は成立しないとされた。

(22)松山地判平成22年7月23日 判例タイムズ1388号375頁 平成21年(わ)第247号,平成21年(わ)第305号,覚せい剤取締法違反,暴力行為等処罰に関する法律違反,傷害被告事件

被告人に対する覚せい剤取締法違反(自己使用)事件について、違法収集証拠を理由に被告人の尿の鑑定書を証拠排除して無罪が言い渡された事案。

本件では、任意同行後、被告人が退去の意思を強く示したにもかかわらず、取調室出入口付近を大勢の警察官で塞いで事実上退去を不可能にするなど、長時間(帰宅を訴えてから令状発付までは10時間余り、令状請求までに区切ってみても約5時間)に渡り被告人を留め置き、別件での逮捕後、身体捜検に名を借り、無令状で被告人の腕を検査し、これにより注射痕が存在しないことが確認されたにもかかわらず、強制採尿令状請求の際の疎明資料にまだ注射痕の有無を確認していないかのように記載し、その発付を得たことが認定され、このような強制採尿に至る一連の捜査過程には、令状主義の精神を没却する重大な違法があり、将来における違法捜査の抑制の見地からも証拠として許容することが相当ではないとして、上記鑑定書の証拠能力が否定された。

【公法】

(23)最二小平成25年07月12日判決 HP

平成24(行ヒ)79 固定資産評価審査決定取消等請求事件(破棄差戻し)

固定資産課税台帳に登録された基準年度に係る賦課期日における土地の価格が固定資産評価基準によって決定される価格を上回る場合におけるその登録された価格の決定の適否について、(1)固定資産税の課税において全国一律の統一的な評価基準に従って公平な評価を受ける利益は、適正な時価との多寡の問題とは別にそれ自体が地方税法上保護されるべきものといえることができることから、土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録価格の決定は違法となるものというべきであるとした上、(2)評価対象の土地に適用される評価基準の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、当該土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格がその評価方法に従って決定された価格を上回るものでない場合には、その登録価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当であるとしたもの。

(24)東地判平成25年3月14日 判例タイムズ1388号62頁

平成23年(行ウ)第63号選挙権確認請求事件(認容・控訴)

原告が、後見開始の審判を受けて成年被後見人となったところ、公職選挙法11条1項1号が成年被後見人は選挙権を有しないと規定し、選挙権を付与しないこととされたため、同規定は、憲法15条3項、14条1項等の規定に反し無効であるとして、行訴法4条の当事者訴訟として、原告が次回の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることができる地位にあることの確認を求めた。

本判決は、本件訴えは、「法律上の争訟」にあたらぬという被告の主張を斥けたうえで、成年被後見人は、事理弁識能力を欠く「常況にある者」(民法7条)とされており、民法は、成年被後見人に該当する者は、事理弁識能力を一時的にせよ回復することを想定しており、選挙権を行使する能力を欠く者とは位置付けていないこと、成年後見制度は、財産

等の管理処分能力が十分でない者を擁護する制度で、後見開始の審判を行う際も、「自己の財産を管理・処分する能力」の有無や程度が判断されており、この能力は選挙権を行使するに足る能力とは性質上異なるものであること、様々なハンディキャップを負った者も我が国の「国民」で、そのような国民も自己統治の主体であるとし、選挙権を奪うということは、その主権者たる地位を事実上剥奪することにほかならないこと等を判示し、公職選挙法11条1項1号は、選挙権に対する「やむを得ない」制限とはいえず、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するとして、原告の請求を認容した。

【紹介済み判例】

東高判平成23年5月11日 判例タイムズ1388号116頁 平成22年(行コ)第206号各退去強制令書発付処分取消等請求控訴事件(一部控訴棄却,一部取消,自判・上告,上告受理申立(後上告棄却,上告受理申立不受理)
法務速報138号22番にて紹介済み

知財高判平成23年11月30日 判例タイムズ1388号305頁 平成23年(行ケ)第10018号審決取消請求事件(認容・確定)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111201105314.pdf>
法務速報128号11番にて紹介済み

東地判平成24年2月8日 判例タイムズ1388号216頁 平成21年(ワ)第7615号損害賠償請求事件(一部認容・確定)
法務速報141号8番にて紹介済み

東高判平成24年6月20日 判例タイムズ1388号366頁 平成24年(ネ)第1331号否認権行使請求控訴事件(控訴棄却・確定)
法務速報141号17番にて紹介済み

最二決平成24年10月9日 判例時報2182号158頁
平成24年(あ)878号 業務上横領被告事件 上告棄却
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012094116.pdf>
法務速報138号17番で紹介済み

最二決平成24年10月9日 判例タイムズ1388号113頁 平成24年(あ)第878号業務上横領被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012094116.pdf>
法務速報138号17番にて紹介済み

最高裁二小法廷判決,平成24年10月12日,判例時報2184号144頁・平成22年(受)622号,詐害行為取消請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012115428.pdf>
法務速報138号6番で紹介済み

最二判平成24年10月12日 判例タイムズ1388号109頁 平成22年(受)第622号詐害行為取消請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012115428.pdf>
法務速報138号6番にて紹介済み

東地判平成24年11月26日 判例タイムズ1388号122頁 平成24年(ワ)第8757号弁護士会照会に対する回答義務存在確認請求事件(一部認容・控訴)
法務速報143号33番にて紹介済み

最二小判平成24年12月14日 金法1973号103頁 平成23年(受)第1833号 貸金請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121214114813.pdf>
法務速報140号1番で紹介済み。

最高裁三小法廷判決,平成25年1月22日,判例時報2184号38頁・平成23年(受)2229号,賃料減額請求本訴・地代等支払請求反訴事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130122142924.pdf>

法務速報141号1番で紹介済

最三判平成25年1月22日 判例タイムズ1388号105頁 平成23年(受)第2229号賃料減額請求本訴,地代等支払請求反訴事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130122142924.pdf>

法務速報141号1番にて紹介済み

最二判平成25年1月25日 判例時報2182号44頁

平成22年(行ヒ)42号 政務調査費返還命令処分取消請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130125141730.pdf>

法務速報142号17番で紹介済

最二判平成25年1月25日 判例タイムズ1388号94頁 平成22年(行ヒ)第42号政務調査費返還命令処分取消請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130125141730.pdf>

法務速報142号17番にて紹介済み

知財高判平成25年2月1日 判例タイムズ1388号77頁 平成24年(ネ)第10015号特許権侵害差止等本訴,損害賠償反訴請求控訴事件(変更・上告,上告受理申立)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130225102808.pdf>

法務速報143号13番にて紹介済み

最一判平成25年2月28日 判例時報2182号55頁

平成23年(受)2094号 根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴,貸金請求反訴事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130326090103.pdf>

法務速報143号2番で紹介済

最一判平成25年2月28日 判例タイムズ1388号101頁 平成23年(受)第2094号根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴,貸金請求反訴事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130326090103.pdf>

法務速報143号2番にて紹介済み

最一小判平成25年2月28日 金法1972号89頁 平成23年(受)第2094号 根

抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴,貸金請求反訴事件(一部破棄自判・一部破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130326090103.pdf>

法務速報143号2番で紹介済み

最一小判平成25年3月7日 金法1973号94頁 平成23年(受)第1493号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520092211.pdf>

法務速報143号3番で紹介済み。

最高裁二小法廷判決,平成25年3月22日,判例時報2184号33頁・平成23年(受)1490号,損害賠償等請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520094209.pdf>

法務速報144号2番で紹介済み

最三小判平成25年3月26日 金法1973号94頁 平成23年(受)第1496号 損害賠償請求本訴,受払金請求反訴事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130520102331.pdf>

法務速報144号3番で紹介済み

最二小決平成25年4月26日 金法1972号78頁 平成24年(許)第15号 担保取消決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130430153142.pdf>

法務速報145号17番で紹介済み

2.平成25年(2013年)7月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・参法 183 28

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律

・・・配偶者以外の交際相手からの暴力への対処等についての保護命令制度その他の施策の対象を拡大し,生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策について定めた法律

・参法 183 29

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

・・・ストーカー行為につき,電子メールを送信する行為を規制の対象に加えること,禁止命令等を求める旨の申出制度,ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記すること等を定めた法律

・閣法 183 51

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて,衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を定めた法律

3.7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

高橋譲 編著 商事法務 637頁 7,350円
医療訴訟の実務

公益財団法人不動産流通近代化センター編著 大成出版社 153頁 1,200円
不動産取引における法令改正と実務上のポイント(平成25年度版)

小木曾佳子著 きんざい 133頁 1,470円
でんさい実務Q&A

羽成 守/野本俊輔 編 青林書院 336頁 3,990円
民事調停の実務

一般社団法人 日本財産管理協会 編 日本加除出版株式会社 362頁
3,360円
相続財産の管理と処分の実務

大阪弁護士研修センター運営委員会編集 新日本法規 664頁
6,510円
家庭裁判所 別表第一審判事件の実務

7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

三森 仁 監修/林 信行/鈴木恵美/炭本正二 著 第一法規 197頁
2,625円
法人破産申立入門

日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会 編 きんざい 354頁 3,780円
倒産処理と弁護士倫理 破産再生事件における倫理の遵守と弁護過誤の防止

松田耕治/澤野正明/佐々木伸悟 監修/古川和典 著 ぎょうせい 363頁
4,620円
破産手続実務ハンドブック

丹治初彦 編著 法律文化社 191頁 3,990円
保釈 理論と実務

棚橋祐治 監修/明石一秀/小川宗一/高松 薫/松嶋隆弘 編著 三協法規出版 426頁
4,935円
ブランド管理の法実務 商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制

反社リスク対策研究会編 民事法研究会 180頁 1,890円
反社会的勢力対応の手引

発刊書籍<解説>

「でんさい実務Q&A」

平成20年12月1日施行された電子記録債権法により創設された金銭信託である、通称「でんさい」(株式会社全銀電子債権ネットワークが電子記録をした電子記録債権)について解説された本である。

利用者の管理に関する業務,電子記録の請求に関する業務等,仕組みが具体的に説明されている。

「倒産処理と弁護士倫理 破産再生事件における倫理の遵守と弁護過誤の防止」

破産・再生事件における弁護士倫理について,破産申立てに当たり留意すべき事項,破産管財事件での留意事項,民事再生事件での留意事項等が具体的な手続きの段階毎に解説されている。

